

議案第5号

木津川市福祉医療費の支給に関する条例等の一部改正について

木津川市福祉医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第120号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

令和8年度中に地方単独医療費助成制度におけるオンライン資格確認の全国規模での導入が目指されていること及び社会保険診療報酬支払基金が診療報酬の支払業務と医療DX業務の両方を担うため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と名称変更されることから、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（木津川市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市福祉医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第120号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（<u>受給者証等</u>）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において診療を受ける際に、<u>受給者証の提示又は医療保険各法の規定による電子資格確認に準ずる方法により、受給者であることの確認を受けるものとする。</u></p> <p>（審査・支払事務の委託）</p> <p>第8条 市長は、前条第2項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康</p>	<p>（<u>受給者証</u>）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において診療を受ける際に、<u>受給者証を提示するものとする。</u></p> <p>（審査・支払事務の委託）</p> <p>第8条 市長は、前条第2項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連</p>

保険団体連合会に委託することができる。

合会に委託することができる。

(木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 木津川市老人医療費の支給に関する条例(平成19年木津川市条例第121号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(<u>受給者証等</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けるときは、<u>受給者証の提示又は医療保険各法の規定による電子資格確認に準ずる方法により、受給者であることの確認を受けるものとする。</u></p> <p>(審査・支払事務の委託)</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p>	<p>(<u>受給者証</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けるときは、<u>受給者証を提示するものとする。</u></p> <p>(審査・支払事務の委託)</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p>

る。

(木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第122号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(<u>受給者証等</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある保険医療機関等において医療を受ける際に、<u>受給者証の提示又は医療保険各法の規定による電子資格確認に準ずる方法により、受給者であることの確認を受けるものとする。</u></p> <p>(審査・支払事務の委託)</p> <p>第9条 市長は、前条第2項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p>	<p>(<u>受給者証</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある保険医療機関等において医療を受ける際に、<u>受給者証を提示するものとする。</u></p> <p>(審査・支払事務の委託)</p> <p>第9条 市長は、前条第2項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p>

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第8条、第2条中第7条及び第3条中条例第9条の改正は、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 5 号 木津川市福祉医療費の支給に関する条例等の一部改正について	
担 当 課	国保年金課 医療係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>国の医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)により、令和5年度から、国や地方単独の医療費助成に関する事業の手続きの際に活用できる、マイナンバーカードを利用した情報連携を実現するためのシステム <b>Public Medical Hub</b> (以下「PMH」という。)の開発が行われ、医療機関でマイナンバーカードによる地方単独医療費助成等の資格確認が行えるための環境整備がなされています。</p> <p>木津川市の福祉医療(重度心身障害者(児)医療・ひとり親医療・老人医療・子育て支援医療)については、制度を円滑に実施するための先行実施事業に応募し採択を受け、令和7年3月31日から事業を開始しています。</p> <p>令和8年度中に目指されている全国規模での導入に合わせ、条例を整備するものです。</p> <p>また、社会保険診療報酬支払基金が診療報酬の支払業務と医療DX業務の両方を担うため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と名称変更されることから、所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において医療DX推進本部の設置が決定(令和4年6月7日閣議決定)</li> <li>・医療DX推進本部において「医療DXの推進に関する工程表(案)」を決定(令和5年6月2日)</li> <li>・医療DXの推進に関する工程表を含む「経済財政運営と改革の基本方針 2023」が決定(令和5年6月16日閣議決定)</li> <li>・医療DXの推進に関する工程表に基づき、マイナンバーカードによる地方単独医療費助成等の資格確認を行うための先行実施事業に応募(令和6年4月)、採択(令和6年6月)</li> <li>・先行実施事業を開始(令和7年3月31日)</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	3 健康
	施策	② 福祉医療 I. 安心医療の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(令和 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度( 年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>府内医療機関でマイナンバーカードにより各医療保険の資格確認を行った際、従来は福祉医療費受給者証を合わせて提示する必要がありましたが、PMH 対応医療機関では、本人が情報連携の同意を行うことにより、受給者証の提示が不要となり、受給者の利便性が向上します。</p> <p>また医療機関においても最新の受給資格が確認できることにより、請求誤りが減少することが見込まれます。</p> <p>令和6年度先行実施事業に参加したことにより、国の費用負担でシステム改修済です。</p>	